

電安炉技第10号

平成28年8月16日

原子力規制委員会 殿

所在地 広島県広島市中区小町4番33号

申請者名 中国電力株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

島根原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

(1号, 2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8
第1項の規定に基づき、下記のとおり島根原子力発電所の発電用原子炉設置
変更許可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 中国電力株式会社

住 所 広島県広島市中区小町4番33号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 島根原子力発電所

所 在 地 島根県松江市鹿島町片匂

三 変更の内容

昭和44年11月13日付け44原第5540号をもって設置許可を受け、別紙1のとおり設置変更許可を受けた島根原子力発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項中、1号、2号及び3号炉に関し、次の事項の記述の一部を別紙2のとおり変更する。

八、使用済燃料の処分の方法

四 変更の理由

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

五 工事計画

本変更については工事を要しない。

別紙 1

設置変更許可の経緯

1号炉

許可年月日	許可番号	備考
昭和45年10月13日	45原第4965号	補助保護機能のインターロック及び制御棒スクラム時平均そう入時間の変更。
昭和46年4月15日	46原第2109号	主蒸気隔離弁の漏えい率の記載及びポイズン・カーテン数の変更。
昭和46年11月8日	46原第7141号	ドライウエル内ガス冷却装置の基数の変更。
昭和47年5月4日	47原第2115号	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置の設置。
昭和48年3月5日	48原第1324号	逃し弁形式の変更, 床ドレン脱塩器及びサプレッション・プール水等の一時貯留タンクの設置。
昭和49年1月14日	48原第11569号	空気抽出器系排ガスの処理方式及び低圧タービン軸封蒸気系の変更。
昭和50年3月3日	50原第1100号	ポイズン・カーテン取出個数及び時期の変更。
昭和50年5月12日	50原第2784号	固体廃棄物貯蔵所の増設。
昭和51年2月25日	50原第9925号	8行8列型燃料集合体の採用。
昭和51年9月4日	51安(原規)第40号	使用済燃料貯蔵架台の増設及び安全弁排気管の設置。

許 可 年 月 日	許 可 番 号	備 考
昭和52年5月31日	52安(原規)第82号	廃棄物処理設備及び被ばく評価の見直し並びに炉心の熱特性評価方法の変更。
昭和53年9月8日	53安(原規)第255号	仕様を変更した燃料集合体の一部採用, 可燃性ガス濃度制御系の追加及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の増加。
昭和54年11月24日	54資庁第11518号	固体廃棄物貯蔵所の増設。
昭和56年3月11日	55資庁第10275号	サイトバンカ及び雑固体廃棄物焼却設備の設置。
昭和58年6月10日	57資庁第18180号	新型8×8燃料の採用及び使用済燃料の処分の方法の変更。
昭和61年12月5日	61資庁第7519号	新型8×8ジルコニウムライナ燃料の採用, 取替燃料の平均濃縮度の変更, 使用済樹脂及びフィルタ・スラッジの一部焼却処理並びに安全保護回路の補助保護機能の一部変更。
昭和63年8月9日	62資庁第16113号	新型制御棒の採用。
平成3年10月15日	2資庁第14470号	高燃焼度8×8燃料の採用及び使用済燃料の国内の再処理委託先の変更。
平成6年7月27日	6資庁第1237号	ランドリ・ドレン系に蒸発濃縮処理方式を追加採用。

許可年月日	許可番号	備考
平成11年3月31日	平成09・11・25資第6号	9×9燃料の採用，2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールの1号及び2号炉共用，1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の1号及び2号炉共用並びに雑固体廃棄物処理設備の設置。
平成12年3月30日	平成11・12・20資第6号	使用済燃料の処分の方法の変更。
平成17年4月26日	平成15・12・18資第3号	3号原子炉の増設並びに2号炉復水器冷却水放水口の付け替え，1号及び2号炉の受電系統の変更，発電所敷地の一部変更。

2号炉

許可年月日	許可番号	備考
昭和58年9月22日	56資庁第10953号	2号炉の増設。
昭和60年5月8日	59資庁第17062号	タービン・バイパス系容量の変更。
昭和61年12月5日	61資庁第7519号	新型8×8ジルコニウムライナ燃料の採用並びに使用済樹脂及びフィルタ・スラッジの一部焼却処理。
昭和63年8月9日	62資庁第16113号	新型制御棒の採用。
平成3年10月15日	2資庁第14470号	高燃焼度8×8燃料の採用及び使用済燃料の国内の再処理委託先の変更。
平成6年7月27日	6資庁第1237号	ランドリ・ドレン系に蒸発濃縮処理方式を追加採用。
平成11年3月31日	平成09・11・25資第6号	9×9燃料の採用，燃料プールの貯蔵能力の増強，核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールの1号及び2号炉共用，1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の1号及び2号炉共用並びに雑固体廃棄物処理設備の設置。
平成12年3月30日	平成11・12・20資第6号	使用済燃料の処分の方法の変更。

許 可 年 月 日	許 可 番 号	備 考
平成17年4月26日	平成15・12・18原第3号	3号原子炉の増設並びに2号炉復水器冷却水放水口の付け替え, 1号及び2号炉の受電系統の変更, 発電所敷地の一部変更。
平成20年10月28日	平成18・10・23原第12号	取替燃料の一部としてMOX燃料を採用。

3号炉

許可年月日	許可番号	備考
平成17年4月26日	平成15・12・18原第3号	3号原子炉の増設。

別紙 2

変 更 の 内 容

八 使用済燃料の処分の方法

1号、2号及び3号炉の記述を以下のとおり変更する。

A. 1号炉

使用済燃料は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、「原子炉等規制法」に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。

ただし、使用済燃料再処理等積立金が使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用する。

海外において再処理が行われる場合は、「再処理等拠出金法」の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。

海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。

また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。

B. 2号炉

1号炉に同じ。

C. 3号炉

使用済燃料は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、「原子炉等規制法」に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、

再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。

ただし、使用済燃料再処理等積立金が使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成17年4月26日付けで許可を受けた記載を適用する。

海外において再処理が行われる場合は、「再処理等抛出金法」の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。

海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。

また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。